

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の船舶所有者における資格取得日は、昭和 54 年 5 月 9 日、資格喪失日は、同年 11 月 24 日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 5 月から同年 7 月までを 17 万円、同年 8 月から同年 10 月までを 28 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 9 日から同年 11 月 24 日まで

昭和 54 年 4 月 20 日ごろ、漁労長等が私の家に来て「一等航海士の欠員が出て出航できないため、ぜひ乗船してほしい。」と言われ、私は、一等航海士として船舶Aに乗船した。

当時、私には扶養家族である妻と祖母がいたので船員保険には加入しているはずであり、保険料も控除されていたので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が船舶Aに昭和 54 年 4 月 26 日から同年 11 月 22 日まで一等航海士として乗船していたことが確認できる。

また、船員保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日は異なるが、同姓同名の者が一等航海士として昭和 54 年 5 月 9 日から同年 11 月 24 日まで被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立人の所持する船員手帳に記載のある雇入れの期間ともおおむね一致している。

さらに、船員保険被保険者名簿に登載されている同僚 2 名によれば、船舶Aと同程度の漁船における一等航海士の乗船人数は、通常 1 名であったとしているところ、同名簿で申立期間に一等航海士として被保険者の資格

を取得しているのは1名で、申立人と同姓同名の者のみであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、事業主は、申立人が昭和54年5月9日に船員保険被保険者資格を取得し、同年11月24日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿の記録から、昭和54年5月から同年7月までを17万円、同年8月から同年10月までを28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成14年11月から16年11月までの期間は24万円、同年12月から17年12月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年3月1日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月から17年12月まで
② 平成16年3月1日

社会保険庁（当時）から送付されたねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間①について、厚生年金保険料は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に基づく保険料額よりも多く給与から控除されている。

また、A社から平成16年3月1日に支給された賞与に関して、社会保険庁の記録に無いことが判明した。申立期間の預金通帳と同社から渡された賃金台帳を提出するので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、A社の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成14年11月から16年11月までの期間は24万円、同年12月から17年12月までの期間は22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った報酬月額で届出を行ったことを認めており、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、平成16年3月1日の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月1日から同年7月31日までの船員保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月1日から同年9月1日まで

私は、昭和59年6月から同年8月までA社が所有する船舶Bに司厨長として乗船したが、社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録を照会したところ、未加入であるとの回答だった。

申立期間に乗船したことは間違いないので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年6月1日から同年7月31日までの期間については、申立人が所持する預金通帳に同年6月26日以降のA社からの振込記録があること、申立人は同年6月13日付けで船舶Bから送信した妻あての電報を所持していること、及び後任の司厨長が、「私は、船舶Bに乗船した時は司厨長ではなかったが、申立人が辞めて司厨長がいなくなったので、代わりに司厨長になった。」と述べており、C漁業協同組合が保管する船舶Bに係る船員保険被保険者名簿によれば、同氏は同年6月1日に同船舶に機員として雇い入れられ、同年8月1日に司厨長となっていることから判断すると、申立人が、当該期間において同社所有の船舶Bに乗船していたことが認められる。

また、A社の元代表取締役及び事務担当者はいずれも、「A社ではすべての乗組員を船員保険に加入させていた。」と証言しており、当該事業所

に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人の前任者及び後任者はいずれも船員保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者名簿に記載された申立人の前任者及び後任者に係る記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、関係資料が存在しないため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 59 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人の後任者が、「私は、申立人が辞めて司厨長がいなくなったので、代わりに司厨長になった。」と述べており、C漁業協同組合が保管する船舶Bに係る船員保険被保険者名簿によれば、同氏の職務が機員から司厨長に変わったのは同年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、A社の元代表取締役及び事務担当者はいずれも、「仮に、申立人が昭和 59 年 7 月 31 日まで乗船していたとしても、船員保険料の負担を軽減するため、同年 7 月 31 日を資格喪失日として届け出るはずである。」と証言している。

さらに、申立人の前任者及び後任者の船員保険被保険者の資格喪失日を調査すると、いずれも月末日の喪失となっており、上記の元代表取締役及び事務担当者の証言と一致する。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和29年9月1日、資格喪失日は、30年1月12日であると認められることから、申立期間④に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年9月27日から同年11月24日まで
② 昭和28年10月22日から同年12月7日まで
③ 昭和28年12月14日から29年5月21日まで
④ 昭和29年9月1日から30年1月12日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和26年から37年までの期間にいくつかの未加入期間があることが分かった。

この未加入期間には、船舶B、船舶Cなどに甲板員、操機手として乗っていた。

船員手帳に雇入及び雇止の記録があるので、船員保険に加入していないのは納得できない。申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、A事業所の船員保険被保険者名簿によれば、申立人の氏名のうち姓の一字が読み取れないものの、生年月日が1年相違する者が、昭和29年9月1日に被保険者資格を取得し、30年1月12日に同資格を喪失した記録が確認できる。

また、申立人の船員手帳における生年月日も上記名簿と同じく1年相違して記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の船員手帳に記載されている船舶Dの船長の加入記録を見ると、A事業所において昭和28年11月15日から31年5月25日まで加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、事業主は、申立人が昭和29年9月1日に船員保険被保険者資格を取得し、30年1月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の記録により、6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、申立人が所持している船員手帳及び同僚の証言からE事業所所有の船舶Bに乗船していたことが推認できる。

しかし、E事業所の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が一緒に乗船したとしている船長の船員保険の加入記録は特定することができず、同僚からも、当時の船員保険の加入、保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人の船員手帳に記載されているF事業所は、申立期間において船員保険の適用を受けていない。

また、申立人が一緒に乗船したとしている船長の船員保険加入記録を調査したが、申立期間における被保険者資格取得の記録は見当たらない。

申立期間③については、申立人の船員手帳に記載されているG事業所は、申立期間において船員保険の適用を受けていない。

また、申立人が一緒に乗船したとしている船長の船員保険の加入記録を見ると、申立人と同様に、申立期間③についてG事業所における加入記録は無く、その後、H事業所において、同事業所が船員保険の適用を受けた昭和29年2月12日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額（2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和35年5月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月12日に、資格喪失日に係る記録を40年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を35年9月から37年12月までの期間については2万8,000円、38年1月から40年4月までの期間については3万6,000円、同年5月及び同年6月については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和35年9月12日から40年7月21日まで

申立期間①について、私の夫が勤務していたA社の給与明細書によれば、標準報酬月額2万2,000円に相当する厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁（当時）の標準報酬月額の記録は1万8,000円になっているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私の夫はA社からB社へ出向していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求

めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、給与明細書等の資料及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る資格取得日及び資格喪失日については、申立人が所持するA社の給与明細書において厚生年金保険料が控除されているほか、元同僚がA社からB社に出向していたとする従業員が、出向元であるA社で厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人に係る同社における資格取得日を昭和35年9月12日、資格喪失日を40年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る給与明細書の保険料控除額から、昭和35年9月から37年12月までの期間については2万8,000円、38年1月から40年4月までの期間については3万6,000円、同年5月及び同年6月については5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和49年3月12日から同年10月31日までA社に勤務し、同年11月1日からB社で継続して勤務していた。A社での厚生年金保険の資格喪失日が同年10月31日とされているのは事務手続の誤りなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事カード、C健康保険組合の健康保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票の昭和49年10月の定時決定に係る記録から、8万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和49年10月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係

る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年12月28日から15年1月1日まで
② 平成14年4月1日から同年12月28日まで

私は、平成14年4月1日にA社に入社し、同年12月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年12月28日になっており、その結果、同年12月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかない（申立期間①）。

また、当該事業所に勤務中の月給は約21万円であったが、標準報酬月額は13万4,000円及び14万2,000円となっているので、記録を訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、申立人が保管する雇用保険受給資格者証及び給与明細書により、申立人がA社に平成14年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する平成14年12月の給与明細書の保険料控除額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人に係る資格喪失日を誤って届出した

ことを認めていることから、事業主が平成 14 年 12 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人の保管する申立期間②に係る給与明細書において確認できる総支給額及び雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額を基に計算した月額給与相当金額に見合う標準報酬月額は 22 万円であるが、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、11 万円である。

したがって、申立期間②について、申立人の標準報酬月額として認定される額は 11 万円であり、当該額はオンライン記録の標準報酬月額よりも低い額となっていることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月30日から同年9月1日まで

私は、昭和44年9月1日にA社からB社に転勤となったが、同年8月30日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が抜けているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した勤務期間に関する証明書及び同社の人事台帳から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出を行ったとして、申立期間に係る保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、厚生年金保険及び厚生年金基金の記録における資格喪失日が同じであり、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る昭和 44 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 3 月 23 日まで
私がA社に勤務していたときに支給された給与と、社会保険事務所の標準報酬月額の記録が違っている。標準報酬月額が減額されている部分を調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書等から、申立期間について18万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業所別被保険者名簿においては、当初、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する18万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和56年3月23日）の後の昭和56年4月13日付けで、9万2,000円に引き下げている。

さらに、申立人の上司及び同僚は、「給与及び社会保険関係の事務は、本社で行われていた。申立人は、営業担当の社員である。」と証言していることから、申立人が、当該遡^{そく}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年10月1日まで

昭和29年4月1日から勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、同年10月1日資格取得となっており、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和29年3月に学校を卒業し、同年4月1日に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の入社当時の状況に関する説明から判断すると、申立人は昭和29年4月1日からA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に納付されていなかったことの原因について具体的に述べているところ、同僚1名は、申立人の申述内容の一部を裏付ける証言をしており、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和29年10月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和 29 年 10 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
私が 20 歳に到達した月から大学を卒業した平成 3 年 3 月までの国民年金保険料は、祖母が A 市役所の窓口で納付していたので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 62 年 4 月 4 日付け（昭和 62 年 8 月 27 日届出）で B 市に住民登録しており、これ以降申立人の祖母が A 市役所で申立人の国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の年金の加入記録は厚生年金保険のみであり、A 市及び B 市も、申立人の国民年金の加入記録及び納付記録は確認できないと回答している。

さらに、B 市は、国民年金に加入している場合には、同市の福祉関係のデータファイルに国民年金手帳記号番号が記録されるとしているところ、オンライン記録で国民年金の加入が確認できる申立人の弟については、当該データファイルに国民年金手帳記号番号が記録されているが、申立人については記録されていないと回答している。

加えて、国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする祖母は既に亡くなっており、加入状況等は聴取することができず不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 5 月までの期間、同年 8 月から同年 11 月までの期間、60 年 6 月から同年 7 月までの期間、同年 10 月から同年 11 月までの期間、61 年 2 月から同年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 9 月までの期間、62 年 5 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、63 年 4 月、同年 7 月、同年 11 月、平成元年 1 月、同年 3 月、3 年 7 月から同年 9 月までの期間、5 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 59 年 8 月から同年 11 月まで
③ 昭和 60 年 6 月から同年 7 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 61 年 2 月から同年 3 月まで
⑥ 昭和 61 年 8 月から同年 9 月まで
⑦ 昭和 62 年 5 月から同年 6 月まで
⑧ 昭和 62 年 10 月
⑨ 昭和 63 年 4 月
⑩ 昭和 63 年 7 月
⑪ 昭和 63 年 11 月
⑫ 平成元年 1 月
⑬ 平成元年 3 月
⑭ 平成 3 年 7 月から同年 9 月まで
⑮ 平成 5 年 1 月から同年 3 月まで
⑯ 平成 5 年 7 月から同年 9 月まで
⑰ 平成 5 年 12 月

国民年金の保険料は、市の職員と思われる女性が毎月のように集金に来ていたので、その人に現金で納付していた。

また、何度か督促状が来たこともあったが、そのたびに集金に来た人に現金で納付したはずなのに、未納となっている月が多く不思議に思っているもので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の職員と思われる女性が申立期間の国民年金保険料を毎月のように集金に来て、現金により納付していたと主張するところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金保険料は、昭和58年4月から口座振替により納付されていたものと推認でき、オンライン記録で保険料の納付月日が確認できる60年4月以降の納付状況も口座振替により納付されていたことをうかがわせる記録となっていることから、申立期間の保険料は口座残高の不足等により、口座振替がされなかったため、未納になったものと考えられる。

また、申立期間⑭から⑰までの保険料については、申立人から会計事務を委託された会計事務所が保管している平成3年分から8年分までの所得税の確定申告書（控え）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の年間支払保険料の額は、オンライン記録の納付状況と整合することからオンライン記録に誤りは無いものと考えられる。申立期間①から⑬までの保険料については、所得税の確定申告書（控え）は無いものの、申立人が同じ会計事務所に会計事務を委託していたことを踏まえると、格別、オンライン記録の正確さを疑わせる状況もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から5年12月まで

私の母は、昭和61年12月か62年1月ごろ私の国民年金の加入手続を行った。申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、A国在住期間であり、当初は免除期間とされていた。帰国後、保険料の納付を再開して程なく、B市C区役所から保険料の納付を行っていた母の元へ、「家庭には安定した職業があるので、免除対象にはならないので保険料を納付してください。」との電話連絡があり、平成6年から7年にかけて、免除の56か月分の保険料を3回に分けD銀行E支店か郵便局で納付した。金額は1回につき20万円ぐらいで総額は70万円前後だったと思う。申立期間が未納とされていることに納得できないので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年12月か62年1月ごろ、母親が申立人の国民年金加入手続を行っており、これまでに交付された年金手帳は1冊であると主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の欄に、初めて被保険者となった日として20歳到達日の記載があるものの、住所欄に「B市C区」の押印があり、B市が政令指定都市移行に伴い区制となったのは平成*年*月であることから、申立人が主張する時期に加入手続が行われたとは考えにくい。

また、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間はA国に在住していたことが確認でき、B市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、平成7年9月11日に、20歳到達時にさかのぼって国民年金の資格の取得、同国への出国(平成元年5月6日)に伴う資格の喪失及び同国より帰国(平

成6年1月8日)に伴う資格の再取得の各処理が行われていることが確認でき、この資格の得喪は、申立人が所持する年金手帳の資格取得日及び資格喪失日の記載とも一致することから、申立人の母親は7年9月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立期間は未加入期間と考えるのが相当である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年3月まで
A社を退職して健康保険を任意継続し、年金も継続されていると思っていたので、2年間の国民年金保険料を支払っていなかった。
しかし、国民健康保険の加入手続をした後に、国民年金保険料が未納となっている期間があるが一括で納付できるという通知を受け、B市C区役所で国民年金保険料2年分を一括で納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳の記号番号の記号（箇所番号）は、D社会保険事務所（当時）の新設に伴い、平成元年4月以降に使用された記号であるとともに、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）には、申立人の国民年金の新規資格取得の処理は同年10月19日に行われ、その際、昭和61年4月1日にさかのぼって資格を取得したとの記載がなされていることから、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年10月ごろに行われたものと考えられる。したがって、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日の欄には、昭和61年4月1日と記載されており、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

未加入とされている期間の2か月前ごろ(昭和60年4月ごろ)に、A市役所B支所の国民年金窓口にて、免除申請の申出をしたところ、窓口の方から「すぐには免除にならないので、無理をしてでも2か月分の保険料は納付してください。」と言われたので、その分の保険料は後日納めた。その際、窓口の方から1枚の書類を提示され、内容を確認しないまま言われたとおり住所、氏名を記入し、「これで手続完了です。」と告げられた。

この手続で免除申請完了と思っていたので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者記録票によれば、申立期間は未加入期間とされており、免除された記録は無い。

また、当該記録票によれば、申立人が国民年金に加入していた昭和45年3月から60年5月までの期間は任意加入期間であったことが確認できるとともに、申立人の夫の年金記録を確認すると、申立期間を含むその前後の期間が厚生年金保険加入期間となっていることから、申立期間は、申立人が国民年金に加入するとすれば任意加入の対象となる期間であるが、任意加入の被保険者には申請免除の規定の適用はなく、申立人が保険料の納付を免除されることもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 26 日から 37 年 1 月 31 日まで
申立期間は、A社に勤めていた。

昭和 33 年秋ごろ、病院で手術をしたときに健康保険証を使ったので社会保険は適用されていたはずだと思う。

申立期間について勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社(申立人が昭和 31 年 8 月から勤務していたB社は、35 年 6 月にA社に社名変更)に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「自分の給与は日給で月にまとめて支給された。」と述べているところ、当時の申立人の上司及び労務関係事務を担当していた職員は、「申立人は日給で女子工員だった。日給の職員の健康保険は日雇健康保険だった。」と証言している上、当時の管理職で事業主により衛生管理者に選任されていた職員は、「女子工員は日雇健康保険で厚生年金保険には加入させず、半年ごとの契約更新だった。女子工員を厚生年金保険に加入させたのは昭和 38 年から 40 年ごろのことでそれ以前は対象外だった。」と証言している。

さらに、B社は、別の事業所整理記号でも厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間におけるB社及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 7 日から 41 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間に、A町のB事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA町のC機関（現在は、D市のE機関）の辞令から、申立人が申立期間に臨時的に任用され、A町のB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A町が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年12月1日であり、それ以前について、A町又はC機関の名称で厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、D市は、雇用条件等の事実を確認できる資料等は見当たらないとしていることに加え、申立人が申立期間当時、当該事業所の上司だったとする2名の者は死亡したと回答しており、申立期間における勤務実態や保険料控除についての関連資料や証言を得ることができない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
私は、A 法人（現在は、B 法人）に勤務していたが、申立期間について、本俸よりも標準報酬月額が低くなっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出のあった人事記録の写しから、申立人の A 法人における給与の本俸（基本給）の支給額は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所においては国家公務員に準じて給与を改定していたとしているところ、上記健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書によれば、申立期間において、申立人の給与は遡及して改定されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は、給与改定の発令日ではなく、実際に遡及分の給与が支給された日から3か月程度経過した後に随時改定により標準報酬月額に反映されたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する
標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて
いたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 28 日まで

A事業所で勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

A事業所には、昭和 34 年 4 月 1 日以降は継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録によると、申立人が昭和 34 年 4 月 1 日からA事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の説明によると、当時のA事業所では非常勤職員が少なくとも 40 人程度勤務していたと考えられるが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している者は 20 人である。また、申立人が記憶している同僚の中には同名簿に氏名が見当たらない者がいることから、同事業所では、非常勤職員全員について厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っていたわけではなかったものと推測される。

さらに、B社では、賃金台帳及び当時の非常勤職員の厚生年金保険の取扱いに係る資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、平成 4 年 3 月 1 日資格喪失、5 年 3 月 1 日資格取得となっており、1 年間の空白期間があることが分かった。

1 年間も休職したことは無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所の回答によると、申立人が申立期間についてもA社に継続して在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人の夫が加入する健康保険組合の記録によると、申立人が平成 4 年 3 月 1 日に被扶養者として認定され、5 年 3 月 1 日に認定が解除されていることが確認でき、当該認定期間は申立人が健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失している期間と一致することから、当該健康保険組合と社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録をしたとは考え難く、一連の手続は申立人の申出によって行われたものとするのが自然である。

また、当該事業所では当時の人事記録等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 20 日から 35 年 11 月 29 日まで
地元の A 県で勤務していた B 社、C 社、D 社については、D 社を退職後に脱退手当金の請求手続きを行い、その後、E 県で勤務した F 社を退職した後に脱退手当金を受給したが、F 社分については受給していないので、脱退手当金の支給済期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の 3 社に勤務した期間については、申立期間前に脱退手当金の請求手続きを行い、申立期間後に受給したと主張しているところ、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、オンライン記録上も、申立期間後に申立期間とその前の 3 期間を基礎として支給されており、申立期間前に脱退手当金の請求手続きが行われ、申立期間後に申立期間前の 3 期間についてのみ脱退手当金を支給したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 37 年 2 月 26 日に支給決定され、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、36 年 9 月 27 日に厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されていることから、申立期間後に申立期間とその前の 3 期間とを合算して脱退手当金の支給手続きが行われたものと考えられる。

さらに、F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とその前の 3 期間は同一の被保険者記号番号で管理されており、これらの期間を支給対象期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の

事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月20日まで
私の兄が大分前にA社と一緒に働いていた人が後から年金加入期間にプラスされたということを知り、「おまえもやった方がよい。」と勧めてきたのが発端で、それでも何の記録も証拠となるものも無いのであきらめていた。年金問題が持ち上がり、戦時中に働いていた時期も考慮することが分かり、以前の兄の言葉もあって申立てをしたが、社会保険事務所（当時）からは脱退手当金を受けているから年金額の計算には算入されないとの回答だった。兄が言っていたことからすると不公平感が残り、そもそも年金制度そのものに対する不信感があるので、脱退手当金を受け取っていないということを申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定された時期（昭和23年8月25日）は、戦後間もない時期でかつ通算年金制度創設前であり、申立人と同時期に同じ事業所に勤務した被保険者（申立人を含む女性）のうち、13名に脱退手当金の支給記録があるほか、申立期間の事業所を昭和22年5月に退職してから厚生年金保険への加入歴の無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険台帳記号番号払出簿には「脱退手当金」の押印がある上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄にも、脱退手当金を支給されたことが記載されている。

さらに、申立人及びその家族から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。